

**鳥取県選挙管理委員会告示第47号**

平成24年12月16日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長は、鳥取市東町一丁目220鳥取県庁選挙管理委員室においてその事務を行う。

平成24年12月4日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎